

奨学金追加募集の案内【全学年】

希望する場合は教務課奨学金係まで申し出てください。

福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生 <貸与>

資格： 震災時に生徒本人が福島県に住所を有し、かつ保護者が福島県内に6か月以上住所を有していること。

原子力災害被災地域において被災し、下記①②のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下であること。（所得基準金額の算出方法は申し出があった方に後日「所得金額の求め方」の用紙をお渡ししますので、算出していただき、基準額以下である場合は申請が可能となります。）

① 警戒区域または計画的避難区域内に居住して避難した場合。

② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住して市町村の判断により避難した場合。

所得： 主たる生計維持者（保護者等）の1年間の総収入金額から必要経費および特別控除額を差し引いた所得金額が規定する所得基準額以下であること。（詳細は申し出後にお渡しする「所得金額の求め方」をご覧ください。）

貸与金額： 自宅通学の場合 月額 18,000 円（保護者と同居の場合はこちらに該当します。） 無利子
自宅外通学の場合 月額 23,000 円 無利子

貸与期間： 最長で令和5年4月から令和6年3月まで（来年度の実施は未定）
追加採用決定後、1年分を令和6年1月に振込予定

連帯保証人：原則保護者1名

返 還： 卒業の6か月後から貸与金額に応じ7～20年間で返還。

ただし、卒業後の奨学生本人の年収（見込）が300万円以下の場合は、願い出により最大5年まで返還を猶予することができる。

また、卒業から5年経過後も年収（見込）が300万円以下の場合は、願い出により返還義務を免除する。

注意事項： 学校からの推薦を受けて応募する。

同種類（貸与型）の修学資金を他から受けていないこと。（他団体の修学資金との併願のみ可能。

併用は不可。併用が発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消す。）

過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者は申込みできない。

必要書類： ①福島県奨学生願書 ②福島県奨学生推薦調書 ③震災特例採用にかかる被災状況等申立書
④口座振替による支払申出書〔債権者登録（変更）申請書〕 ⑤居住証明書（条件に該当する場合） ⑥特別の事情にかかる経費内訳書（条件に該当する場合） ⑦誓約書

[募集期限] 令和5年9月19日（火）

担 当	教務課奨学金係
	教諭 石田 宗己
	電話 0749-52-1601